

「特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領-漁業分野の基準について-」の一部改正について

令和4年8月30日

「特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領-漁業分野の基準について-」について、今般、下記のとおり必要な改正を行いましたので、公表します。

記

赤字が修正部分

通し 番号	該当ページ (改正後)	改正箇所	現行	改正
1	P.8	第2 特定技能外国人が有すべき技能水準 【関係規定】 分野別運用方針(抜粋)	3 特定産業分野において求められる人材の基準に関する事項 漁業分野において特定技能1号の在留資格で受け入れる外国人は、以下に定める試験に合格した者又は漁業分野の第2号技能実習を修了した者とする。 (1) 技能水準(試験区分) ア 「漁業技能測定試験(漁業)」 イ 「漁業技能測定試験(養殖業)」 (2) 日本語能力水準 「国際交流基金日本語基礎テスト」又は「日本語能力試験(N4以上)」	3 特定産業分野において求められる人材の基準に関する事項 漁業分野において特定技能1号の在留資格で受け入れる外国人は、以下に定める試験に合格した者又は漁業分野の第2号技能実習を修了した者とする。 (1) 技能水準(試験区分) ア 「漁業技能測定試験(漁業)」 イ 「漁業技能測定試験(養殖業)」 (2) 日本語能力水準 ア 「国際交流基金日本語基礎テスト」又は「日本語能力試験(N4以上)」 イ そのほか、「日本語教育の参照枠」のA2相当以上の水準と認められるもの

2	P.9	<p>第2 特定技能外国人が有すべき技能水準</p> <p>【関係規定】</p> <p>分野別運用要領(抜粋)</p>	<p>第3 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項</p> <p>2. 技能実習2号を良好に修了した者の技能及び日本語能力の評価</p> <p>(1) 漁業分野において受け入れる1号特定技能外国人が、必要な技能水準及び日本語能力水準を満たしているものとして取り扱う場合における業務内容と技能実習2号 移行対象職種において修得する技能との具体的な関連性については、次のとおりとする。</p> <p>ア 運用方針5 (1) アの業務区分</p> <p>漁船漁業に関連する第2号技能実習(漁船漁業職種8 作業：かつお一本釣り漁業、延縄漁業、いか釣り漁業、まき網漁業、ひき網漁業、刺し網漁業、定置網漁業、かに・えびかご漁業)を良好に修了した者については、当該技能実習で修得した技能が、魚群を探し、適切な漁具・漁労機械を選択して、水産動植物を採捕し、その鮮度を保持するために用いられるという点で、1号特定技能外国人が従事する業務で要する技能の根幹となる部分に関連性が認められることから、修得した技能が漁船漁業の職種に属する作業のいずれに係るものであっても漁業の業務で必要とされる一定の専門性・技能を有し、即戦力となるに足る相当程度の知識又は経験を有するものと評価し、上記第1の1(1)の試験を免除する。</p>	<p>第3 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項</p> <p>2. 技能実習2号を良好に修了した者の技能及び日本語能力の評価</p> <p>(1) 漁業分野において受け入れる1号特定技能外国人が、必要な技能水準及び日本語能力水準を満たしているものとして取り扱う場合における業務内容と技能実習2号 移行対象職種において修得する技能との具体的な関連性については、次のとおりとする。</p> <p>ア 運用方針5 (1) アの業務区分</p> <p>漁船漁業に関連する第2号技能実習(漁船漁業職種9 作業：かつお一本釣り漁業、延縄漁業、いか釣り漁業、まき網漁業、ひき網漁業、刺し網漁業、定置網漁業、かに・えびかご漁業、棒受網漁業)を良好に修了した者については、当該技能実習で修得した技能が、魚群を探し、適切な漁具・漁労機械を選択して、水産動植物を採捕し、その鮮度を保持するために用いられるという点で、1号特定技能外国人が従事する業務で要する技能の根幹となる部分に関連性が認められることから、修得した技能が漁船漁業の職種に属する作業のいずれに係るものであっても漁業の業務で必要とされる一定の専門性・技能を有し、即戦力となるに足る相当程度の知識又は経験を有するものと評価し、上記第1の1(1)の試験を免除する。</p>
---	-----	---	---	---

3

別表

別表（漁業）

別表（漁業）

共通(特定技能1号-2号)	技能水準及び評価方法等	特定技能1号		特定技能2号	
		日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号		技能水準及び評価方法等
			職種	作業	
【特定技能1号】 漁業(漁具の製作・補修、水産動植物の飼育、漁具・漁具類の修繕、水産動植物の採捕、漁獲物の処理・保蔵、安全衛生の確保等)	漁業技能実習試験(漁業)	国際交流基金日本語基礎テスト	漁船漁業	かつお一本釣(漁業、船乗組員、いりかき漁業、まき網漁、ひき針漁業、おとこ漁業、定置網漁業、かじりかき漁業)	
		日本語能力試験(N4以上)			
【特定技能1号】 養殖業(養殖魚介の飼育・補修・管理、養殖水産動植物の育成管理、養殖水産動植物の収穫(養)・処理、安全衛生の確保等)	漁業技能実習試験(養殖業)	国際交流基金日本語基礎テスト	養殖業	ほたてがいまがき養殖	
		日本語能力試験(N4以上)			

(注) 修了した技能実習2号の職種・作業の種類にかかわらず、技能実習2号を良好に修了した者は、国際交流基金日本語基礎テスト及び日本語能力試験(N4以上)のいずれの試験も免除されます。

別表（漁業）

共通(特定技能1号-2号)	技能水準及び評価方法等	特定技能1号		特定技能2号	
		日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号		技能水準及び評価方法等
			職種	作業	
【特定技能1号】 漁業(漁具の製作・補修、水産動植物の飼育、漁具・漁具類の修繕、水産動植物の採捕、漁獲物の処理・保蔵、安全衛生の確保等)	漁業技能実習試験(漁業)	国際交流基金日本語基礎テスト	漁船漁業	かつお一本釣(漁業、船乗組員、いりかき漁業、まき網漁、ひき針漁業、おとこ漁業、定置網漁業、かじりかき漁業、神火網漁業)	
		又は 日本語能力試験(N4以上)			
【特定技能1号】 養殖業(養殖魚介の飼育・補修・管理、養殖水産動植物の育成管理、養殖水産動植物の収穫(養)・処理、安全衛生の確保等)	漁業技能実習試験(養殖業)	国際交流基金日本語基礎テスト	養殖業	ほたてがいまがき養殖	
		又は 日本語能力試験(N4以上)			

(注) 修了した技能実習2号の職種・作業の種類にかかわらず、技能実習2号を良好に修了した者は、国際交流基金日本語基礎テスト及び日本語能力試験(N4以上)のいずれの試験も免除されます。